

議員提出議案第9号

住民票・印鑑証明書における旧氏併記の運用改善を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年9月12日

提出者 西東京市議会議員 納 田 さおり

賛成者 西東京市議会議員 大 林 光 昭

西東京市議会議員 田村 ひろゆき

## 住民票・印鑑証明書における旧氏併記の運用改善を求める意見書

女性活躍推進の観点から、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の改正が行われ、住民票、マイナンバーカード、印鑑証明書（自治体の条例改正による）への旧氏の記載が可能となった。

仕事上の通称を結婚前の旧氏で行う女性が増加しているほか、少子化の影響で妻の戸籍に入りながら社会活動上は旧氏を名乗る男性も増加している現状から、契約時等の本人証明の強化策として歓迎する制度改正である。

しかしながら、運用の規定上、何度か離婚、結婚を繰り返して旧氏記載の変更や削除をした場合、その後の事情によって出生時の氏を旧氏記載する必要に迫られても、できなくなってしまうケースが生じることが明らかになった。

例えば最初の結婚後に離婚をして後に再婚した際に、最初の結婚時の氏を旧氏として記載し、その後、離婚、結婚を繰り返した際に行う旧氏変更を出生時の氏に戻さないまま行った場合、実家の家業を引き継ぐ等の事情でその後に出生時の氏を旧氏記載する必要性が起きても、制度上はこれに対応できないのである。

これは、旧氏の複数回変更による混乱を避けるための運用であるとされるが、選択的夫婦別姓制度のない日本社会において、結婚により夫の戸籍に入り、出生時の氏を女性に変更するケースが圧倒的に多い一方で、自らのアイデンティティとして、女性が出生時の氏を大切にする（これは男性にとっても同様である）状況への配慮に欠け、また、実家の家業を引き継ぐ等の、社会的に数多く存在する普遍的な事情に不利益が生じる想定に欠けている内容と言わざるを得ない。

よって、西東京市議会は、旧氏併記に当たっては、事務手続の工夫によって信用性を担保し、特に出生時の氏併記についてはこれを妨げることのないよう運用改善を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 田 中 のりあき

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣